

ちば男女共同参画基本計画  
第4次ハーモニープラン  
平成28年度～33年度



# 目 次

|  |     |
|--|-----|
| <b>第1章 計画策定にあたって</b> .....               | 1   |
| 1 計画策定の趣旨 .....                          | 3   |
| 2 計画の背景 .....                            | 4   |
| 3 これまでの取組みと今後の課題 .....                   | 11  |
| <b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....              | 15  |
| 1 目指すべき社会 .....                          | 17  |
| 2 基本理念 .....                             | 18  |
| 3 計画の位置付け .....                          | 19  |
| 4 計画の期間 .....                            | 19  |
| 5 基本目標 .....                             | 20  |
| 6 重点的に実施する施策 .....                       | 23  |
| 7 施策体系表 .....                            | 24  |
| <b>第3章 施策の展開</b> .....                   | 27  |
| 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現に向けての理解の促進 .....         | 29  |
| 基本目標Ⅱ 男女平等と人権の尊重 .....                   | 38  |
| 基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍 .....              | 47  |
| 基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和を実現できる社会づくり .....          | 58  |
| 基本目標Ⅴ 生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援 ..... | 72  |
| <b>第4章 計画推進にあたって</b> .....               | 87  |
| 1 推進体制 .....                             | 89  |
| 2 計画の進行管理 .....                          | 90  |
| 3 指標一覧 .....                             | 91  |
| <b>参考資料</b> .....                        | 93  |
| 千葉市の男女共同参画施策の経緯 .....                    | 95  |
| 千葉県男女共同参画ハートモニール条例 .....                 | 97  |
| 男女共同参画社会基本法 .....                        | 101 |
| <b>索引</b> .....                          | 107 |



# 第1章

計画策定に  
あたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

千葉市では、すべての市民が、男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指し、平成14年9月に「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」（以下「ハーモニー条例」という。）を制定しました。条例では、男女共同参画社会形成に取り組むための基本理念や、市・市民・事業者の役割、また、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定することなどを定めています。

そして、この条例に基づき、平成17年3月に「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン」（以下「新ハーモニープラン」という。）を策定し、男女共同参画を推進する施策を着実に実施してきました。この取組みの多くは、一定の成果をあげてきましたが、男女共同参画社会の実現はまだ途上であると言わざるを得ません。

平成25年度に実施した市民意識調査の結果をみると、「夫は仕事、妻は家庭」といった性別による固定的役割分担意識が依然多く残っています。男女が社会の様々な制度や慣行によって、その活動が制限されることなく、互いに尊重し合い、個性や能力を十分に発揮していくためには、多くの課題が残されています。

また、少子高齢化の進行による人口減少社会への突入やグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が大きく変わり、非正規雇用者の増加を始めとする雇用の不安定化、貧困・格差の拡大など、男女共同参画をめぐる課題は多様化しています。

このような社会情勢のなか、国においては、平成27年8月、豊かで活力ある社会を実現することを目的として、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定める「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定しました。

さらに、同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、目指すべき社会として、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」、「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」の4つを掲げました。また、同計画では地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組みが全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化していくことが示されました。

本市は、このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な課題に対応し、効果的な施策を展開していくため、「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン」を策定し、より一層の施策の推進を図ることとしました。

## 2 計画の背景

### (1) 世界の動き

国際社会においては、昭和50年（1975年）の「国際婦人年」、その翌年から始まる「国連婦人の10年（1976年～1985年）」以降、男女差別の解消に向けた取組みが継続的に展開されています。

平成7年（1995年）の「第4回世界女性会議」では、女性のエンパワーメントをうたった「北京宣言」と、男女差別の解消に向けて平成12年（2000年）までの国際的活動指針となる「行動綱領」が採択されたのに続き、平成17年（2005年）には、「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、先の「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。

さらに平成22年（2010年）に開催された「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」においては、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する宣言と、7項目の決議が採択され、平成27年（2015年）3月に開催された「第59回国連女性の地位委員会（北京+20）」においては、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。

また、国連では、平成23年（2011年）に、これまで女性の地位向上を進めてきた4つの機関を統合、強化した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-Women）」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント、女性・女児に対する暴力の撤廃などを重点分野として取り組んでいます。

### (2) 国の動き

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において施策の推進や法整備を図っています。

近年では、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定を国や地方公共団体、民間事業主に義務付ける（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）とともに、地方公共団体に当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定等を求めています。

同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、平成28年度から32年度までに実施する国の男女共同参画施策の基本的方向や具体的な取組みをまとめました。また、計画全体にわたる横断的視点として「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として位置付けました。

### (3) 千葉県の動き

千葉県においては、平成13年3月に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定しました。その後、平成18年には、「千葉県男女共同参画計画（第2次）」、平成23年には「第3次千葉県男女共同参画計画」を、平成28年には「第4次千葉県男女共同参画計画」を策定しています。県計画では、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標とし、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や政策・方針決定過程への男女共同参画の促進等に重点的に取り組むとするなど、千葉県における男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を推進することとしています。

### (4) 千葉市の動き

千葉市では、平成11年12月に、男女共同参画社会形成のための拠点施設として「千葉市女性センター」（平成23年4月、「千葉市男女共同参画センター」（以下「男女共同参画センター」という。）に名称変更）を開設しました。

平成14年9月には、「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」を制定し、男女共同参画推進の基本理念や市・市民・事業者の役割、基本的な施策を定めました。

平成17年3月には、同条例に基づく最初の基本計画として、「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン」（平成23年3月に見直しを行い、「新ハーモニープラン（後期計画）」に改定）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきました。

### (5) 社会経済情勢と千葉市の状況

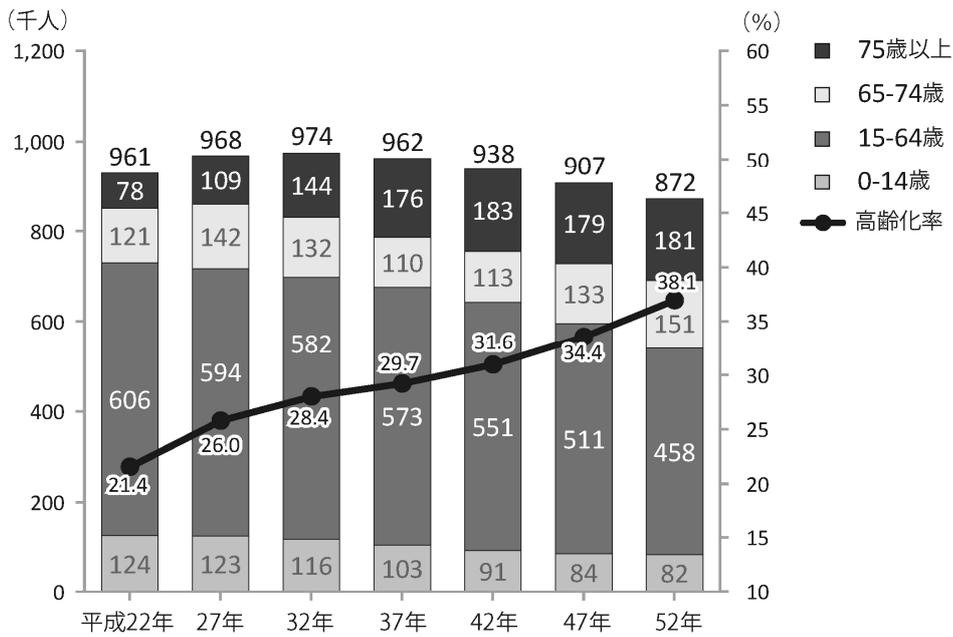
#### ① 少子高齢化の進行や人口減少社会への突入

本市の総人口は、中長期的には、平成32年をピークに、緩やかに減少する見通しとなっています（図1）。

年齢4区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）が増加し、今後、ますます少子高齢化が進行することが予想されます。

また、本市の合計特殊出生率（図2）は、全国の数値を下回っており、少子高齢化を伴う人口減少は、社会保障費等の増大や労働力人口の減少、消費市場の縮小など、社会経済全体を衰退させる深刻な課題となっています。

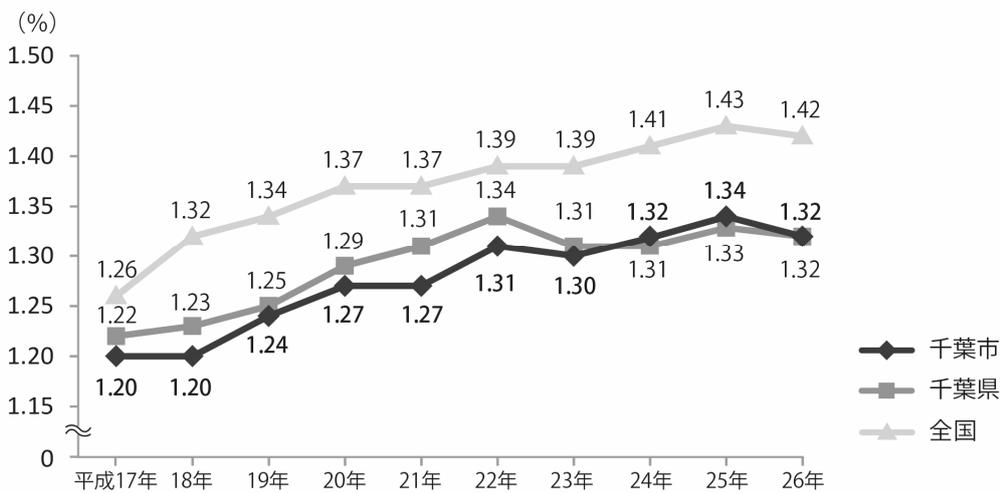
図1 総人口・年齢4区分別人口と高齢化率の今後の推移（千葉市）



※平成22年の合計（929千人）と総人口（961千人）との差は年齢不詳による。

出典／千葉市政策企画課「人口の将来見通し」より作成

図2 合計特殊出生率の推移の比較

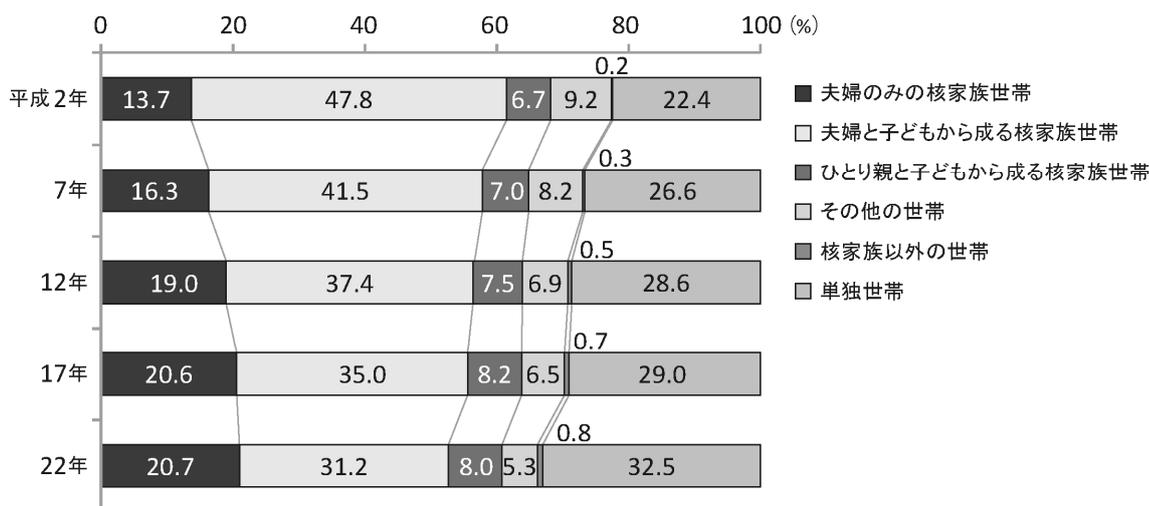


出典／厚生労働省「人口動態統計」及び千葉市「千葉市保健統計」より作成

## ②世帯構造の変化

平成2年からの世帯の家族類型の推移をみると（図3）、夫婦と子どもから成る核家族世帯が減少傾向にあり、夫婦のみの核家族世帯は近年横ばい状態にあります。また、晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加等による単独世帯は増え続け、今後、離婚等によるひとり親世帯の増加が予測され、経済的に不安定な状況に陥る懸念もあることから、高齢者層やひとり親家庭への支援策の充実が一層重要となっています。

図3 世帯の家族類型の推移（千葉市）

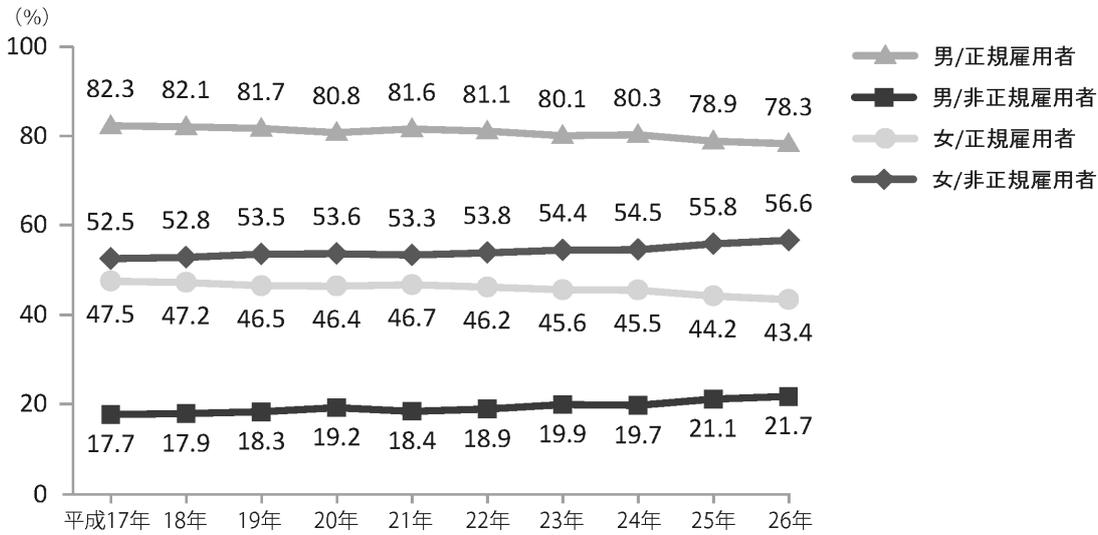


出典／千葉市「国勢調査報告書」より作成

## ③不安定な雇用情勢と貧困・格差の拡大

人口構造や産業構造、経済情勢の変化、労働市場への女性参加、就業形態の多様化による非正規雇用需要の増大などにより、男女ともに非正規雇用者が増加する傾向にあります（図4）。特に女性においては、半数以上が非正規雇用という状況です。非正規雇用は、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しいなどの問題が指摘されており、貧困等の生活上の困難に直面する人の増加が懸念されます。

図4 正規・非正規雇用者の割合の推移（性別）（全国）



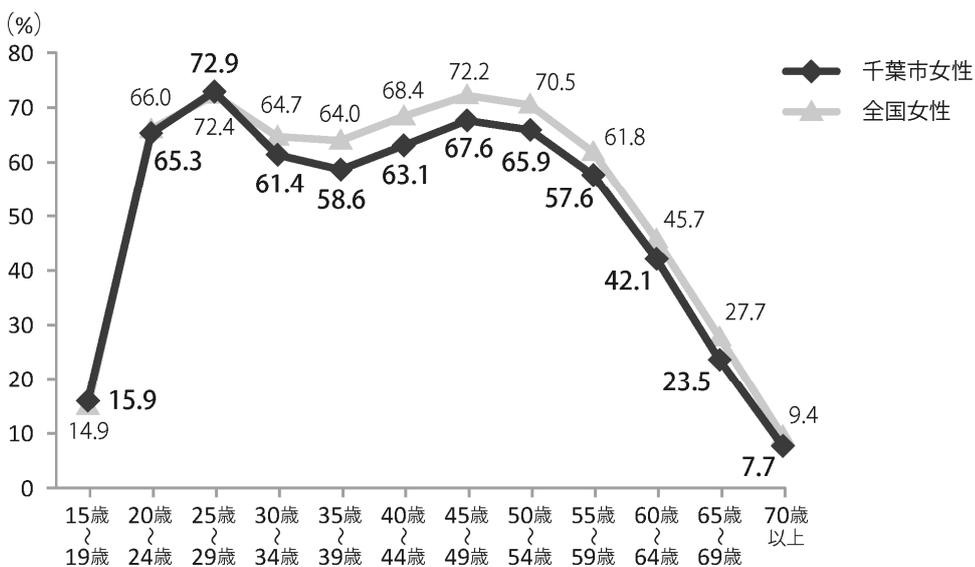
出典／総務省統計局「労働力調査結果」より作成

#### ④女性の就業状況

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています（図5）。

本市のM字の底は、全国平均よりも深くなっています。

図5 女性の年齢階級別労働力率の比較



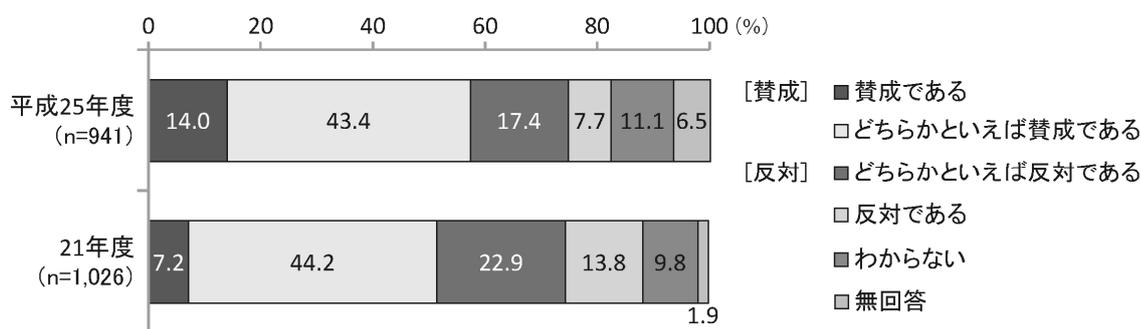
出典／総務省統計局「平成22年国勢調査結果」より作成

### ⑤依然として残る固定的性別役割分担意識

働く女性が増え、ライフスタイルや世帯構造が変化するなど、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、様々な分野における女性の参画は低い水準に留まっています。その大きな要因として、依然として残る「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識、男女の能力・適性に関する偏見や様々な社会制度・慣行があります。

平成25年に行った調査によると、本市では、固定的な役割分担意識に否定的な人の割合が、平成21年と比較すると減少しており（図6）、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが分かります。

図6 「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方（千葉市）



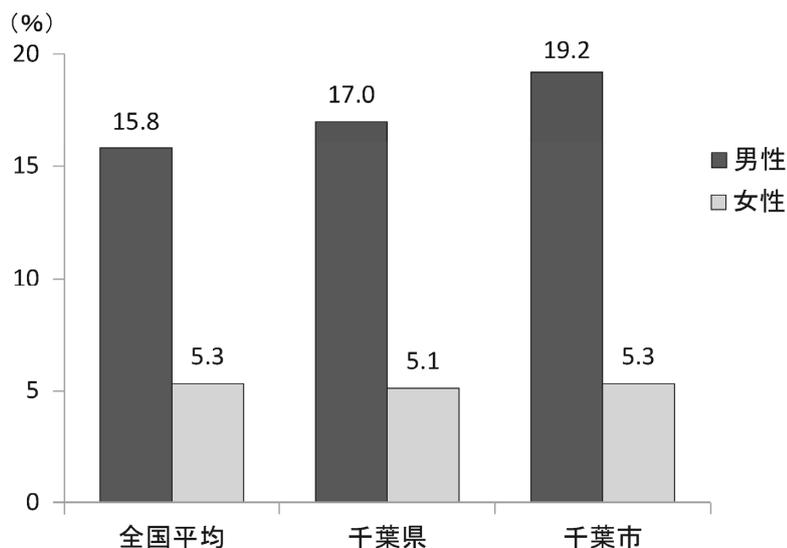
出典／千葉市男女共同参画センター「平成25年度男女共同参画に関する意識調査」より作成

## ⑥男性の仕事と生活を取り巻く環境

長時間労働は、家事・育児等への男性の主体的な参画を困難とし、結果として、家事・育児等の負担の多くを女性が担うケースが少なくありません。また、男性自身の仕事と生活の調和の実現を妨げる要因となっています。このため、長時間労働の削減など男性中心型労働慣行や労働環境について、見直していく必要があります。

本市では、男性のうち、約5人に1人が週60時間以上の就業となっており、全国平均と比較しても高い割合となっています（図7）。

図7 年間200日以上雇用者のうち、週間就業時間60時間以上の者の割合の比較（性別）



出典／総務省統計局「平成24年就業構造基本調査結果」より作成

### 3

## これまでの取組みと今後の課題

平成23年度から平成27年度までを計画期間とした「新ハーモニープラン（後期計画）」では、男女共同参画社会の形成に向けた、本市の取組み及び達成状況を検証するとともに、さらに、各分野における取組みの推進力となるよう、基本目標ごとに指標を設定しました。

30の指標における計画開始時と直近の数値の比較では、「女性職員の管理職への登用」や「保育所の受入児童数を増やす」など11指標が目標値を上回り、他の7指標についても、改善の結果が出ています。新ハーモニープラン（後期計画）に基づき、男女共同参画施策を着実に進めてきたことも効果の一つと考えられます。

しかしながら、6指標については数値の低下がみられ、代表的なものとして「『男性は仕事、女性は家事・育児』といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合」が減少するなど、意識の面で後退が表れています。

これまでも、男女共同参画の推進を目的として、各種の啓発活動を行ってきましたが、固定的性別役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定的な見方、また、様々な社会制度・慣行など、男女を対等としない考えが根強く残っています。

新ハーモニープラン（後期計画）の指標等の結果については、それぞれを冷静に受け止め、今後の施策の展開に活かしていく必要があります。

また、新ハーモニープラン（後期計画）では、重要課題や緊急性の高い課題については、迅速に取り組む必要があることから、重点的に実施する施策として設定しました。

重点施策にかかる主な取組み内容と課題は以下のとおりです。

### ①男女ともに働きやすい職場づくり

<主な取組み内容>

- ・平成23年度に創設した男女共同参画推進事業者登録制度は、平成26年度末までの4年間で75事業者の登録があり、市内事業者における男女共同参画の取組みが広がっています。
- ・企業経営者や人事労務担当者向けにワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催し、意識の向上、啓発に努めました。

<課題>

- ・本市の育児期にある女性（35～39歳）の労働力率は、上昇しているものの、依然として、国の値より低くなっており、結婚・出産期に離職する、いわゆるM字カーブの底が深くなっています。今後も、長時間労働の削減や仕事と子育ての両立を可能とする男女ともに働きやすい労働環境整備が必要です。

## ②性別による人権侵害の防止

### <主な取り組み内容>

- ・本市のDV防止・支援体制の更なる推進を図るため、平成24年7月に「千葉市DV防止・支援基本計画」（以下「DV防止・支援基本計画」という。）を策定し、DVの根絶を目指して、様々な取り組みを進めてきました。
- ・平成25年10月、千葉市配偶者暴力相談支援センターの設置以降、配偶者等からの暴力に関する相談件数が大幅に増えました。相談先の周知等により、これまで潜在化していたケースが相談に結びついた結果と考えられます。

### <課題>

- ・様々な取り組みを進めていますが、DV防止・支援基本計画策定後の動向等を踏まえ、施策の更なる充実を図る必要があります。

## ③「夢はぐくむ ちば こどもプラン（千葉市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に関連する施策

### <主な取り組み内容>

- ・本市の待機児童数は、施設整備等による定員拡大やきめ細かな保育所等への入所（利用）あっせんを行うとともに、保育の質の確保に努めた結果、平成26年度（4月1日時点）から2年連続で待機児童数ゼロを達成しました。

### <課題>

- ・引き続き、待機児童解消のため、受入枠の拡大を図るなど子育て支援策の充実を図る必要があります。

## ④活動拠点としての男女共同参画センターの利用促進

### <主な取り組み内容>

- ・研修・学習事業において、男性の子育て支援や女性の再就職に関する講座を開催したほか、社会情勢等を踏まえ、DV被害者の支援者養成やLGBT（性的少数者）への理解促進、女性防災リーダーの育成講座などを実施しました。
- ・市民や市民団体の男女共同参画に関する活動を支援するとともに、男女共同参画センター事業への市民の積極的な参加促進を目的に「市民企画講座」や「男女共同参画センターまつり」などを開催しました。

### <課題>

- ・男女共同参画に関する専門性を高め、より効果的な事業を展開するなど、機能の強化・充実が求められます。

●新ハーモニープラン（後期計画）における指標の進捗状況一覧

| 基本目標 | 指標項目                                     | 当該指標の設定計画       | 計画当初    |                       | 現状      |                       | 最終目標                                  |                    |
|------|--|-----------------|---------|-----------------------|---------|-----------------------|---------------------------------------|--------------------|
|      |  |                 | 調査時期    | 数値                    | 調査時期    | 数値                    | 達成時期                                  | 目標数値               |
| 1    | 配偶者等からの暴力の相談場所を知っている人の割合                 | 新ハーモニープラン（後期計画） | 平成18年度  | 65.3%                 | 平成26年度  | 38.5%                 | 平成27年度                                | 100%               |
|      | 「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合 | 新ハーモニープラン（後期計画） | 平成21年度  | 36.7%                 | 平成25年度  | 25.1%                 | 平成27年度                                | 増加                 |
|      | 家庭生活において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合        | 新ハーモニープラン（後期計画） | 平成21年度  | 31.6%                 | 平成25年度  | 37.4%                 | 平成27年度                                | 増加                 |
| 2    | 附属機関の女性委員の割合                             | 新ハーモニープラン（後期計画） | 平成22年4月 | 26.0%                 | 平成27年4月 | 27.3%                 | できるだけ早期に30%達成を目指す。達成した時点で新たな目標値を設定する。 |                    |
|      | 女性委員がいない附属機関の数                           | 新ハーモニープラン（後期計画） | 平成22年4月 | 6機関                   | 平成27年4月 | 7機関                   | 平成27年度                                | 0                  |
|      | 女性職員の管理職への登用                             | 行政改革推進プラン       | 平成22年度  | 12.7%                 | 平成27年度  | 17.1%                 | 平成26年度                                | 15%                |
|      | 市職員の配偶者の出産休暇取得率                          | 千葉市職員の子育て支援計画   | 平成21年度  | 未集計                   | 平成26年度  | 82%                   | 平成26年度                                | 100%               |
|      | 市男性職員の育児参加休暇取得率                          | 千葉市職員の子育て支援計画   | 平成21年度  | 18.9%                 | 平成26年度  | 39%                   | 平成26年度                                | 100%               |
|      | 市男性職員の育児休業取得率                            | 千葉市職員の子育て支援計画   | 平成21年度  | 0%                    | 平成26年度  | 3.1%                  | 平成26年度                                | 10%                |
|      | 市職員の年次有給休暇取得日数                           | 千葉市職員の子育て支援計画   | 平成21年度  | 13.4日                 | 平成26年度  | 13.4日                 | 平成26年度                                | 16日以上              |
| 3    | 学校教育の場において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合      | 新ハーモニープラン（後期計画） | 平成21年度  | 52.9%                 | 平成25年度  | 54.2%                 | 平成27年度                                | 増加                 |
|      | 「学校の勉強が好きだ」と肯定的に回答する児童の割合                | 千葉市学校教育推進計画     | 平成22年度  | 小5年 70%<br>中2年 40%    | 平成26年度  | 小5年 77%<br>中2年 53%    | 平成27年度                                | 小5年 80%<br>中2年 50% |
| 4    | 男女共同参画推進事業者登録制度の延べ登録件数                   | 新ハーモニープラン（後期計画） | —       | —                     | 平成26年度  | 75件                   | 平成27年度                                | 95件                |
|      | 男女の賃金格差                                  | 新ハーモニープラン（後期計画） | 平成19年度  | 一般男子を100とすると一般女子は66.9 | 平成26年度  | 一般男子を100とすると一般女子は72.2 | 平成27年度                                | 100に近づける           |
|      | 育児期にある女性（35-39歳）の労働力率                    | 新ハーモニープラン（後期計画） | 平成17年度  | 国 63.7%<br>千葉市 56.0%  | 平成22年度  | 国 68.0%<br>千葉市 62.5%  | 平成27年度                                | 国の値を上回る            |
|      | 職場において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合          | 新ハーモニープラン（後期計画） | 平成21年度  | 13.5%                 | 平成25年度  | 17.7%                 | 平成27年度                                | 増加                 |

| 基本目標 | 指標項目  | 当該指標の設定計画                  | 計画当初    |                           | 現 状      |                          | 最終目標           |          |
|------|---|----------------------------|---------|---------------------------|----------|--------------------------|----------------|----------|
|      |   |                            | 調査時期    | 数 値                       | 調査時期     | 数 値                      | 達成時期           | 目標数値     |
| 5    | 創業相談件数                                      | 新ハーモニープラン<br>(後期計画)        | 平成21年度  | 974件                      | 平成26年度   | 904件                     | 目標値は設定せず、推移を見る |          |
|      | 女性起業家・グループ数<br>(農業)                         | 新ハーモニープラン<br>(後期計画)        | 平成21年度  | 起業家：14<br>グループ：3          | 平成27年10月 | 起業家：14<br>グループ：3         | 増加             |          |
|      | 家族経営協定締結農家数                                 | 千葉市農業基本計画                  | 平成21年度  | 12件                       | 平成27年10月 | 22件                      | 平成26年度         | 22件      |
| 6    | 地域子育て支援拠点事業<br>(地域子育てセンター、<br>子育てリラックス館の整備) | 夢はぐくむ ちば こども<br>プラン (後期計画) | 平成21年度  | 17か所                      | 平成26年度   | 18か所                     | 平成26年度         | 24か所     |
|      | 保育所の受入児童数を増やす                               | 夢はぐくむ ちば こども<br>プラン (後期計画) | 平成21年度  | 10,906人                   | 平成26年度   | 13,274人                  | 平成26年度         | 12,805人  |
|      | 延長保育の実施保育所数                                 | 夢はぐくむ ちば こども<br>プラン (後期計画) | 平成21年度  | 97か所                      | 平成26年度   | 129か所                    | 平成26年度         | 127か所    |
|      | 一時預かり事業の実施保育所数                              | 夢はぐくむ ちば こども<br>プラン (後期計画) | 平成21年度  | 19か所                      | 平成26年度   | 34か所                     | 平成26年度         | 34か所     |
|      | 産休明け保育事業                                    | 夢はぐくむ ちば こども<br>プラン (後期計画) | 平成21年度  | 96か所                      | 平成26年度   | 128か所                    | 平成26年度         | 128か所    |
| 7    | 男女共同参画センターの<br>「は～もねっと」登録団体数                | 新ハーモニープラン<br>(後期計画)        | 平成22年3月 | 41団体                      | 平成27年3月  | 63団体                     | 平成27年度         | 60団体     |
|      | 男女共同参画センターの<br>利用者数                         | 新ハーモニープラン<br>(後期計画)        | 平成21年度  | 93,700人                   | 平成26年度   | 68,857人                  | 平成27年度         | 113,000人 |
| 8    | 特定健康診査の実施率                                  | 健やか未来都市ちばプラン               | 平成21年度  | 32.8%                     | 平成26年度   | 33.4%                    | 平成29年度         | 45%      |
|      | 特定保健指導の実施率                                  | 健やか未来都市ちばプラン               | 平成21年度  | 17.7%                     | 平成26年度   | 9.8%                     | 平成29年度         | 35%      |
|      | 性感染症に関する正しい知識をもっている高校生の割合 (思春期)             | 新世紀ちば健康プラン                 | 平成17年度  | AIDS 83.6%<br>クラミジア 16.7% | 平成23年度   | AIDS 75.5%<br>クラミジア 7.0% | 平成24年度         | 100%     |
|      | 母親&父親学級で、出産に向けて主体的に取り組んでいるとする人の割合           | 新世紀ちば健康プラン                 | 平成19年度  | 67.6%                     | 平成23年度   | 95.1%                    | 平成24年度         | 増加       |

※計画当初の数値に関しては、指標ごとに根拠となる計画が異なるため、調査時期も異なっています。

※一部の指標については、千葉市新基本計画第1次実施計画の策定に伴い修正しています。

※男女共同参画センターの利用者数は、平成26年度から施設管理システムの変更に伴い、集計方法を変更しています。

※「性感染症に関する正しい知識をもっている高校生の割合 (思春期)」「母親&父親学級で、出産に向けて主体的に取り組んでいるとする人の割合」については、平成24年度で新世紀ちば健康プランが終了しています。

## 第2章

# 計画の 基本的な考え方



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 目指すべき社会

すべての市民が、  
男女の別なく個人として尊重され、  
お互いに対等な立場で  
あらゆる分野に参画する機会が確保され、  
責任を分かちあう  
男女共同参画社会の実現を目指します。

(千葉県男女共同参画ハーモニー条例前文より)



## 2 基本理念

本計画は、市、市民、事業者が自らの意思と相互の協力に基づき、協働して取り組むことにより、職場や家庭、地域、学校など、様々な分野において、男女が対等なパートナーとして、それぞれの個性と能力を發揮できる社会を目指し、ハーモニー条例に規定する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

### 1 男女の人権の尊重

性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重されること

### 2 男女の自立と多様な生き方の選択

男女がともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択できること

### 3 市、市民、事業者の協働

市、市民、事業者が、自らの意思により協働して男女共同参画に取り組むこと

### 4 意思決定の場への平等な参画

あらゆる分野の意思決定の場に、男女が対等な構成員として参画できること

### 5 家庭生活と社会生活の円滑な運営

家庭生活と社会生活を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たせること

### 6 生涯にわたる心身の健康

妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること

### 7 国際的協調

男女共同参画社会の形成が、国際的な理解と協力の下に推進されること

### 3 計画の位置付け

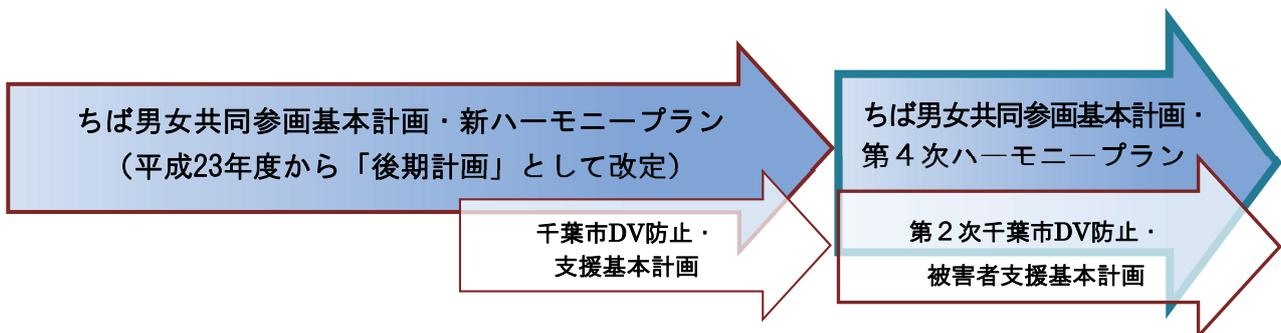
- (1) 本計画は、「ちば女性計画・ハーモニープラン」「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（平成23年度から後期計画として改定）」に次ぐ、千葉市の第4次計画です。
- (2) 本計画は、ハーモニー条例第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。
- (3) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定されている市町村男女共同参画計画にあたることから、千葉市の上位計画である「千葉市新基本計画」や他分野の計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して策定しています。
- (4) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の第6条に規定されている市町村推進計画です。
- (5) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画は、本計画の一部として、「第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画」を別に定めることとします。

### 4 計画の期間

本計画は、平成28年度から33年度までの6か年とします。

ただし、社会経済状況や進捗状況の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

|                |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 平成<br>17<br>年度 | 18<br>年度 | 19<br>年度 | 20<br>年度 | 21<br>年度 | 22<br>年度 | 23<br>年度 | 24<br>年度 | 25<br>年度 | 26<br>年度 | 27<br>年度 | 28<br>年度 | 29<br>年度 | 30<br>年度 | 31<br>年度 | 32<br>年度 | 33<br>年度 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|



## 5 基本目標

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現に向けての理解の促進

「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に代表される固定的性別役割分担意識は、人々の意識の中に長い時間をかけて形成され、男女共同参画社会実現を阻害する一つの要因となっています。

このような意識に捉われず、個人が主体的で多様な生き方を選択できるようにするためには、学校や家庭、地域における教育や学習の果たす役割は極めて大きいといえます。

そのため、学校においては、人権・男女平等に関する教育や男女共同参画の視点に立った教育環境づくりなど、一人ひとりの個性と能力を伸ばす教育を推進するほか、家庭や地域において男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深めるための広報・啓発活動を拠点施設である男女共同参画センターを中心として積極的に展開します。

また、男女共同参画推進に取り組む民間団体に対し、人材育成や活動に対する支援及び連携を行うことにより、多くの市民の参画や活動の活性化を促し、民間団体の活動の裾野を広げ、市民の主体的な取組みを促進します。

### 基本目標Ⅱ 男女平等と人権の尊重

男女は平等であり、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。しかし、今なお、性別による差別的な取扱いや人権侵害が起きています。

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどは、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる行為です。しかも、加害者が身近な存在であるため、被害が潜在化しやすく深刻な状況となっています。

そのため、これら人間としての尊厳を損なう暴力を防止するための取組みや、被害への対応の充実を図ります。

また、国籍にかかわらず誰もが安心して暮らせるよう、多文化共生を推進するとともに、情報提供や相談体制の充実に努めます。

## 基本目標Ⅲ

### あらゆる分野における女性の活躍

近年、女性の活躍という言葉が注目されていますが、あらゆる分野に女性が参画し、その能力と個性を十分に発揮することのできる社会は、女性のみならず、男女が共に仕事と生活を両立できることから、暮らしやすい社会の実現に繋がります。

とりわけ、政策・方針決定過程において、女性の参画を進めることは、女性の意見を社会に反映し、自分らしく活躍できる場が大きく広がることから、市役所や事業所において女性の登用や人材の育成を積極的に進めていくことが重要です。

また、労働の場においては、依然として、賃金や仕事の内容等において、女性が不利な扱いを受けているケースが見受けられ、能力を最大限に発揮することが難しい状況にあることから、男女間の賃金格差の解消など、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠です。

さらに、自営の商工業や農林水産業などの分野では、男女ともに重要な担い手でありながら、生産活動や地域活動における方針決定過程への女性の参画が遅れているほか、主に家族従業者である女性が家事や育児、介護などを担っており、経営などに参画するうえでの障害となっていることから、経営者や家族従業者の立場にある男女の共同参画意識の醸成を促進し、労働環境の適正化や、経営方針の決定過程への男女の参画を支援します。

## 基本目標Ⅳ

### 仕事と生活の調和を実現できる社会づくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、長時間労働など従来の働き方を見直し、市民一人ひとりが仕事、子育てや介護、余暇などの家庭生活、地域活動、ボランティア活動、自己啓発など、多様な選択のもとに、バランスのとれた生き方ができる社会づくりが課題となっています。

このため、個人の意識変革を促すだけでなく、事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むよう積極的な働きかけを行います。家庭や地域においては、従来の固定的性別役割分担意識に基づいた女性と男性のあり方を見直す取組みを推進します。

また、東日本大震災時において、男女のニーズの違い等への配慮の欠如、女性に対する暴力など、発生した問題への反省から、災害予防、被災時、被災後、復興等のすべての場面において、男女共同参画の視点を取り入れた対応を図ります。

さらに、母子家庭などのひとり親家庭の女性や子どもの貧困が深刻化していることから、生活困難な状況にある家庭が経済的に自立し、安心して暮らすことのできる環境づくりを目指します。

## 基本目標Ⅴ 生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援

生涯にわたり健康であり続けることは、すべての人々の願いです。しかし、心身の健康や性について不安を持つ人は多く、医療が発達する一方で、心身ともに健康を維持していくことが難しくなっています。

そのため、心身の健康や性に関する教育や相談、情報提供などを充実させ、男女の互いの性や健康についての理解の促進と日々の健康づくりを支援するほか、人権への配慮や多様な性を認め合うことが大切であることから、LGBT（性的少数者）への理解促進と支援に努めます。

また、女性には妊娠や出産の可能性があることから、男性とは異なる健康上の配慮が求められます。そのため、安心して出産できる環境の整備や、性差に配慮した医療を推進していくことが求められます。

さらに、高齢者や障害者など、困難を抱える方の自立と社会参加を支援することが大切です。

### LGBT（性的少数者）とは

本計画において、LGBTとは、性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々のことを指します。

※LGBT：レスビアン（Lesbian）＝女性同性愛者、  
ゲイ（Gay）＝男性同性愛者、  
バイセクシュアル（Bisexual）＝両性愛者、  
トランスジェンダー（Transgender）＝性同一性障害など、  
の頭文字をとった単語であり、性的少数者の総称のひとつ。

## 6

## 重点的に実施する施策

総合的かつ計画的に施策を推進しつつ、重要課題や緊急性の高い課題については、迅速に取り組む必要があることから、本計画では、基本目標ごとに重点的に実施する施策を以下のとおり設定します。

### <重点的に実施する施策>

#### ① 固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組み

男女共同参画社会を実現するためには、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識を解消していく必要があります。このような意識を解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深めるための広報・啓発活動を拠点施設である男女共同参画センターを中心として積極的に展開します。

#### ② 配偶者等からの暴力などの人権侵害の防止

配偶者やパートナー等からの暴力（以下「DV」という。）は、時には命にもかかわる重大な人権侵害です。

DVの根絶に向けて、様々な機会を通じて意識啓発に力を入れるとともに、被害者の相談・保護・支援を行う体制を構築するため、「第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、施策を推進します。

#### ③ 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

男女がともに個性と能力を発揮し、多様な意思が社会の政策・方針決定に公平・公正に反映されるためには、あらゆる分野において政策・方針決定過程に女性が参画していくことが必要です。

市役所においては、女性職員の管理職への登用や附属機関への女性委員の登用促進を図るほか、市内事業所における女性の活躍を促進します。

#### ④ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女ともに、生涯を通じ、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らが希望する生き方を選択できるようにすることが大切です。

そのため、市では、長時間労働の削減など男性中心型労働慣行の変革や良好な職場環境づくりを促すとともに、仕事と子育て等の両立を可能とする男女がともに働きやすい環境の整備を行います。

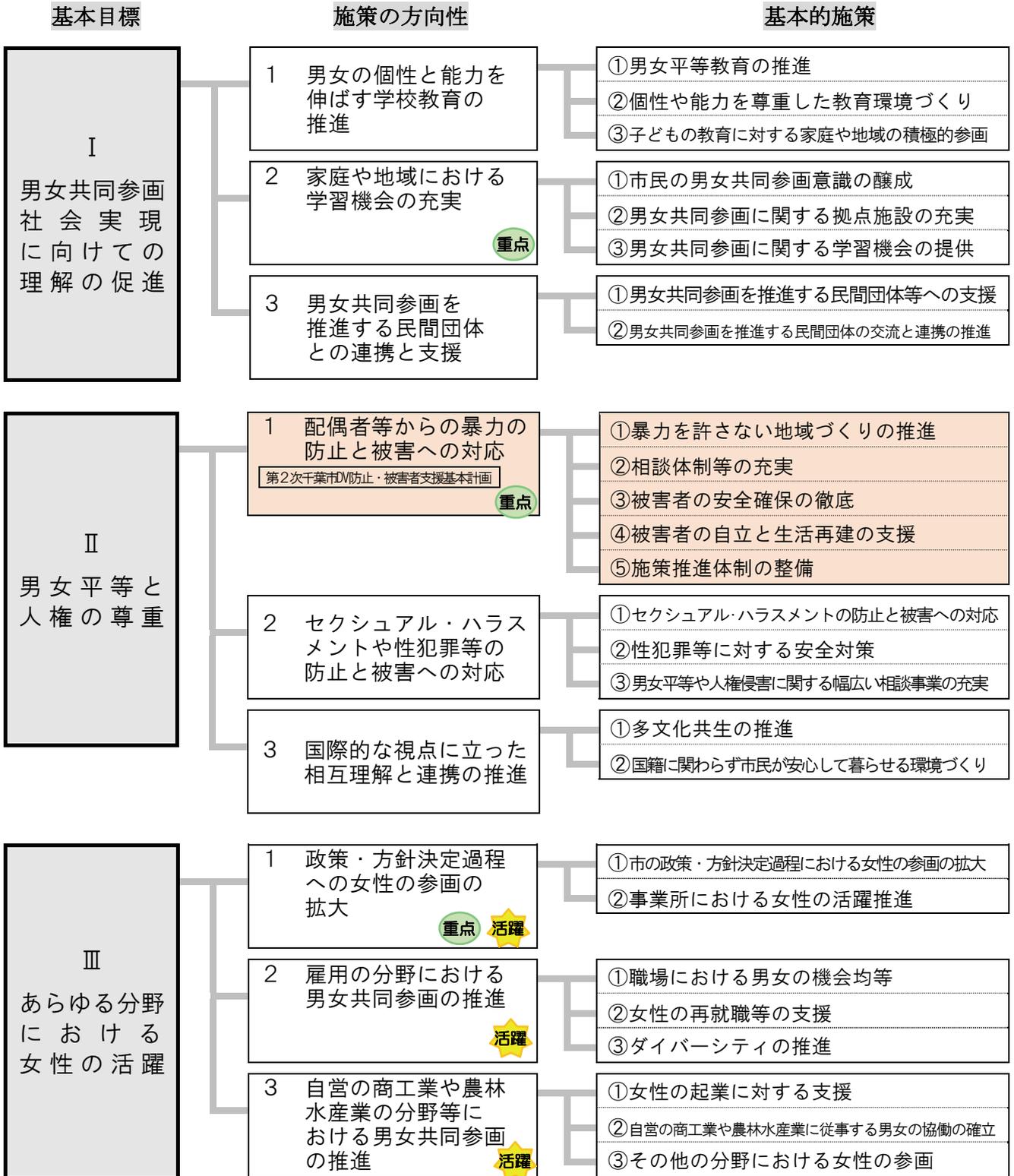
#### ⑤ LGBT（性的少数者）への理解促進と支援

市民がLGBT（性的少数者）に関する正しい情報に触れて、人権への理解を深めていくことで、当事者が偏見や差別を受けることなく、自分らしく生活できるよう教育や啓発活動を積極的に進めるほか、相談等の支援に取り組んでいきます。

# 7

## 施策体系表

**重点** 重点的に実施する施策  
**活躍** 女性活躍推進関連



基本目標

施策の方向性

基本的施策

